

評 議 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和3年3月25日(木)午後1時30分～
- 2 開催場所 たかつガーデン2階 コスモス
- 3 議事の内容

司 会 定刻がまいりましたので、ただ今から評議員会開催いたします。
今回、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ウェブ併用での会議としております。不手際な点もあろうかと思いますが、よろしく願いいたします。
では、本日の出席状況でございますが、評議員定数7名以上32名以内、現在員数32名、本日の出席者27名でございます。従いまして、評議員総数の過半数に達しておりますので、定款第15条第2項の規定により、本会議は有効に成立していることをご報告いたします。
なお、本日の議案について、特別の利害関係を有する評議員の出席はございません。
次に、今回、お配りしております、資料の確認をさせていただきます。
(資料確認)
それでは、宮川会長から開会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

宮川会長 (あいさつ)

司 会 それでは、ただ今から議事に入りますが、評議員会の議長は定款第15条第1項の規定により、その都度評議員の互選とすることになっておりますが、こちらから、ご指名させていただいて、よろしいでしょうか。
(異議なし)
異議なしということでございますので、議長を東淀川区社会福祉協議会会長の吉田評議員をお願いいたします。
吉田評議員様、恐れ入りますが、議長席へお願いいたします。

吉田議長 東淀川区社会福祉協議会の吉田でございます。皆様のご協力をいただきまして、議事を円滑に進めて参りたいと存じます。よろしく願いいたします。
まず、評議員会の議事録の署名人を決めさせていただきます。議事録の署名人は、定款により2名選任することになっておりますが、こちらから指名させていただいて、よろしいでしょうか。
(異議なし)
異議なしということですので、議事録の署名人は、住吉区社会福祉協議会会長の山下評議員と大阪市手をつなぐ育成会理事長の小泉評議員にお願いします。
どうぞよろしくお願いいたします。

<第1号議案> 理事の選任について

吉田議長 それでは、議案書に基づきまして、議事を進めてまいります。
第1号議案 理事の選任について、事務局から説明してください。

浅井局長 事務局長の浅井でございます。

浅井局長 第1号議案、理事の選任につきまして、ご説明申しあげます。
資料1の1頁をご覧ください。
なお、次の2頁には、理事・監事・会計監査人選任規程を付けておりますので、併せてご覧いただければと存じます。
常勤役員規程に基づき、西嶋善親常務理事が令和3年3月31日付けで理事を退任することに伴い、後任理事を選任するものでございます。
候補者については、昨年10月に公募した結果、2名の応募があり、11月30日に外部有識者を含めた選考委員会において、吉村浩氏が決定され、令和3年3月17日に開催された理事会において、理事候補者として推薦されました。
吉村氏の略歴につきましては資料に記載のとおりです。
任期につきましては、令和3年4月1日から現任期の残任期間である令和2年度会計に係る定時評議員会終結時まででございます。以上、理事の選任についてご説明いたしました。
ご審議のほど、よろしくお願い申しあげます。

吉田議長 ただ今、理事の選任について説明がありましたが、ご承認いただけますか。
(異議なし)
異議なしということですので、第1号議案は、原案どおり決定されました。

<第2号議案> 令和2年度第3次補正予算(案)について

吉田議長 続きまして、第2号議案、令和2年度第3次補正予算(案)について、事務局から説明してください。

真鍋次長 事務局次長兼総務課長の真鍋でございます。
第2号議案、令和2年度第3次補正予算(案)につきまして、ご説明申しあげます。資料2、1頁をご覧ください。
今回は、大阪市ホームヘルプ協会の法人閉鎖による寄附収受に伴う補正につきまして、お諮りするものです。
1頁の中ほど「令和2年度 3次補正予算書(案)総括表」をご覧ください。
収入の部で、「事業活動収入」において、3,013万6千円の増額補正でございます。これは、大阪市ホームヘルプ協会が令和2年3月をもって法人を解散された際の残余財産を、本会に寄附いただいたことによるものです。
大阪市ホームヘルプ協会は、昭和59年から在宅高齢者サービス等の在宅福祉サービスを中心に活動してこられました。寄附の収受にあたっては、当寄附金を「福祉活用資金」として位置づけ、次年度以降に、大阪市内における高齢者等への介護予防・生活支援等に係る事業や、開拓的・先駆的な社会福祉事業等へ活用してまいります。
以上、令和2年度第3次補正予算(案)についてご説明いたしました。
ご審議のほど、よろしくお願い申しあげます。

吉田議長 ただ今、令和2年度第2次補正予算(案)について説明がありましたが、ご意見・ご質問はございませんか。
(異議なし)

吉田議長 異議なしということですので、第2号議案は、原案どおり決定されました。

＜第3号議案＞ 第2期 大阪市地域福祉活動推進計画（案）の策定について

吉田議長 続きまして、第3号議案、第2期 大阪市地域福祉活動推進計画（案）の策定について、事務局から説明してください。

堀江課長 地域福祉課長の堀江でございます。

第3号議案、第2期 大阪市地域福祉活動推進計画（案）の策定につきまして、ご説明申しあげます。

資料3をご覧ください。資料3-1の色付きのA4横が「計画の概要」でございます。資料3-2が計画の本体となっております。時間の関係もありますので、資料3-1の概要版を中心に説明させていただきます。

策定趣旨ですが、本計画は、大阪市における地域福祉を進めるため、地域住民、地域団体や関係機関、社会福祉施設、NPO、企業、学校等の多様な民間活動の実施主体が協働して取り組んでいくための目標や方向性をまとめたものです。策定は地域福祉の中核的な役割を担う大阪市社会福祉協議会となります。

策定にあたりまして、本会に設置しております大阪市地域福祉活動推進委員会での検討とあわせて、区社協職員、学識経験者で構成する「策定会議」を設置して検討し、あわせて各区社協の事務局長をはじめ職員全体からも意見聴取を段階的に実施して本日お示ししております計画案となっております。

計画の基本理念についてですが、真ん中あたりに記載しておりますが、現行の第1期地域福祉活動推進計画の理念を継承して、「つながり・支えあうことができる福祉コミュニティづくり」とし、この計画を実行し、進めていく時の視点とし、一人ひとりが生活の困りごとや地域の中で起こっていることを自分のこととして捉えること、主体的に受け止めることが大切であり、そうしながらも一人の力だけではなく、多様な主体の参画や協働により進めていくことを軸とし、互いにつながり、支えあい、一人ひとりの人権が尊重され、それぞれが置かれている環境や立場は違いますが、みんなが安心して暮らし続けることができる地域づくりを目指していくこととしております。

また、大阪市が策定する「第2期 大阪市地域福祉基本計画」と、理念や方向性を共有し、協力・連携しながらともに地域福祉を推進していくこととして、内容等も調整しております。

第1章としては、計画の位置づけ、第2章として、大阪市の地域福祉を取り巻く環境をまとめております。

住民同士のつながりの希薄化や、担い手の不足、さらなる地域での互いを見守る関係を作っていくことの必要性などをお示ししておりますが、特にこの1年は新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けており、第2期推進計画の実施期間であります今後3年間についても、おそらくもとは戻らない部分と、それに代わって新たな取り組みも始めていく必要があることから、コロナのことは全体的に踏まえて考えていかなければならないという意識と今後の展開にも踏み込んでまとめております。

第3章は、地域福祉推進に向けた基本目標を掲げております。

計画では、地域福祉活動を進めるうえでの3つの基本目標と、共通しておさえておきたい2つの視点を提案しております。

堀江課長

3つの目標は、「場づくり、つながりづくりを絶やさない」「見守りと生活支援・相談支援に取り組む」「参加と協働の地域づくりを拡げる」とし、現行計画の居場所を拡げる、担い手を拡げる、見守りを拡げる・進めるというところも、内容は継承しながら単に拡げるだけではなく、継続というところにも目を向け、次期計画の3つの目標の中に掲げております。

また、これらを推進するにあたり、押さえておきたい2つの視点として、「地域における共生には一人ひとりの人権が尊重され、多様性を認める関係が大切であること」と近年毎年のように起きている自然災害やこの度のコロナウイルスのことも踏まえ、災害に向けた準備はもちろん大切ですが、何かをするというよりも、普段の地域福祉の推進を通したつながりや取組みが災害時にもつながってくるということで「災害への備え」を視点として一つ掲げております。

これらを実際に進めていくための具体計画として、地域福祉を推進する団体として位置づけられている社会福祉協議会が何を実践していくのかということ住民により近い区社協と広域的な取組みも行う市社協に分けて掲げておりますのが、第4章となります。

この第4章は、先ほどお伝えしました推進委員会や策定会議、各区社協の現状を踏まえた意見、大阪市の第2期基本計画と、併せて国が進めている地域共生社会の実現に向け「地域づくり」「参加支援」「相談支援体制強化」の考え方や取組み内容を重ねて検討してまとめました。

各区社協が実践する具体的項目を6つの大項目にまとめました。①地域生活課題の予防・解決に向けた小地域福祉活動の支援、②多様化する生活課題・福祉課題への対応、③参画・協働による地域づくり・場づくり、④地域における共生を目指した福祉教育の推進、⑤平時からの防災に係る取組みの推進、⑥地域資源や福祉に関する情報の把握と発信、の6つです。

この項目のより具体的な取組みについては、各区特長もありますので、実情に応じて推進方針を24区社協がそれぞれ作成し、各区年度ごとの事業計画に反映して具体的に実施していくこととしております。

コロナの影響もありますので、小地域活動への支援や、生活の困りごとは多様化複雑化していることもあるので、相談支援体制の充実、あらゆる事業を通しての地域づくりについては推進強化していきたい項目と考えております。

市社協として実践する具体的項目は、大きくは先に述べました区社協の取組を支援することと広域での取組みとなりますが、具体内容としましては、資料3-2の31頁からとなりますのでご確認ください。

第2期大阪市地域福祉活動推進計画は、コロナの影響がありながらも、住民同士、活動者同士、地域同士、すべてのひとたちがつながりを絶やさず、安心して暮らし続けることができる地域づくりを目指し、令和3年度から進めていきたいと考えております。

以上、第2期 大阪市地域福祉活動推進計画(案)の策定についてご説明いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

吉田議長

ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

ご意見・ご質問がないようでございますので、ご承認いただけますか。

(異議なし)

吉田議長 異議なしということですので、第3号議案は、原案どおり決定されました。

＜第4号議案＞ 令和3年度事業計画及び予算（案）について

吉田議長 続きまして、第4号議案、令和3年度事業計画及び予算（案）について、事務局から説明してください。

堀江課長 第4号議案、令和3年度事業計画及び予算（案）ですが、まずは事業計画（案）につきまして、ご説明いたします。

資料4の1頁をご覧ください。「Ⅰの基本方針」でございます。

わが国では、少子高齢化がもたらす子育てや介護の問題、8050問題、地域で孤立しがちな外国につながる市民や引きこもりの方、社会的援護を必要とする人々への支援の問題等、住民の福祉課題・生活課題は複雑化、多様化、深刻化しています。これらの解決に向け、地域共生社会を目指し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創る社会に向けた取組みが進められています。

その一つとして、社会福祉法の改正により、令和3年度から複合課題に対応するため、包括的な支援体制の整備に向け、「地域づくり」「参加支援」「相談支援」を一体的に実施する新たな事業の枠組みが創設され、属性・世代を問わない相談・地域づくりの実施体制の構築が求められています。

本会では、こうした状況を踏まえ、平成30年3月に策定した「大阪市地域福祉活動推進計画」のもと、すべての住民の参画と協働をめざし、地域福祉を推進しており、今年度から新たに第2期大阪市地域福祉活動推進計画を策定し、住民同士がつながり、関係機関と連携し、共に暮らしを支え合う活動を展開していくこととする。特に深刻な生活課題を抱えているにも関わらず声を上げることが困難な方々に対しては、普段の暮らしの中で孤立を防ぎ、つながりを大切に、一人ひとりが安心して暮らし続けることができる地域づくりをめざします。

一方、令和2年春から世界中で流行している新型コロナウイルス感染症は、大阪市においても急激に感染拡大し、住民全体が経済的にも精神的にも影響を受けている。特に国の施策の一つとして大きな役割を果たした生活福祉資金貸付事業の相談支援を通じ、若い世代やひとり親世帯、外国につながる市民等、今まで比較的かわりが希薄であった方々についても今後しっかりと向き合い、関わり続ける必要があります。

これらを踏まえ、地域福祉を推進する中核的な役割を担う本会は、住民主体の理念のもと、つながりをたやさない、孤立をつくらぬ取組みに対する継続的な支援や「多機関協働やネットワークづくりの推進」への中核的役割、これまでの相談支援の蓄積をいかした「あらゆる相談を受け止める」ことを、本会の事業及び区社協支援を通じて重層的に実施することを軸とし、地域福祉活動を推進します。

今後も、地域で暮らす人々の信頼に応えるため、「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく安心して暮らすことができるやさしさとぬくもりのある福祉によるまちづくり」の実現をめざし、各区社協をはじめ、市民、行政、社会福祉関係団体・施設、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、企業などと連携を密にし、地域福祉を一層推進していきます。

続きまして、2頁「Ⅱの令和3年度事業」でございます。ただいまご説明いたしました基本方針に基づき、本会が取り組むべき事業内容について記載しております。

堀江課長

新規・拡充を中心に、ご説明いたします。

2 頁「1 自律的な事業運営に向けた組織基盤の強化」につきまして、本会が自律した組織として、効率的・効果的に事業を推進していくため、毎月開催しております「市・区社協経営計画会議」において、市・区社協の共通した課題を具体的に検討し、対応していくとともに、職員一人ひとりが「職員行動指針」に基づき、社協職員に求められる役割を常に自覚し、自立した組織の実現に向け、組織基盤を強化していきます。

なかでも、(1) の人材の育成・確保については、拡充と位置づけ、本会の研修計画に基づき、職種別研修等実施いたしますが、令和 3 年度は、新規採用職員研修について、内容を充実させるとともに、続く入職 2 年目、3 年目の職員にも、若手職員学習会を実施するなど、次代を担う職員の育成について強化することといたします。

また、職員の資質向上の一環として前々年から取り組んでいる法人発表会のほか、職員の先駆的な取組みに対する助成制度を新たに創設し、職員の自発的な取組みを支援することで、資質のさらなる向上を図っていきます。

3 頁「2 設立 70 周年記念への取組み」についてですが、令和 3 年度に本会は設立 70 周年を迎えるにあたりまして、節目の年を機にこれまでの歩みを振り返り、記念事業に取り組むこととしております。

記念事業といたしましては、記念誌の作成と社協を広く知っていただくための P R 動画の作成、記念大会（大阪市社会福祉大会）の開催と、大きく 3 つの取組みを計画しております。

続きまして、3「第 2 期大阪市地域福祉活動推進計画」（令和 3 年度～5 年度）の推進です。

平成 30 年度から令和 2 年度までを計画期間として、第 1 期大阪市地域福祉活動推進計画を策定し、現在推進しているところですが、先ほどご承認いただきましたとおり続く令和 3 年度から 5 年度までを期間として第 2 期 大阪市地域福祉活動推進計画を策定し、地域福祉を推進していきます。

続いて、「4 地域共生社会の実現に向けた区社協事業及び法人運営強化に向けた支援」です。

新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえながら、孤立を防ぎ、つながりを絶やさない取組みや、具体的な地域生活課題の解決に向けた見守りや相談支援、多様な主体の参画と協働が拡がることをめざして、各区社協の事業の充実と法人運営強化を図っていきます。指定都市社協の役割としましても、この項目は重点を置き、取り組んでいきます。

(1) 社協活動を通じた地域づくりの推進について、3 の地域福祉活動推進計画の中にも掲げておりますが、市内 324 のすべての地域社協の地域アセスメントを 3 年計画で整備していきます。

また、ウのコロナ禍でのつながりづくりの継続・推進は、休止や延期となっている地域活動が多い状況ではありますが、やはりそのあたりはできる方法を探りながら推進していくという考え方で、しっかり活動の継続や推進にむけ支援していくこととしております。

4 頁の (2) 総合相談支援体制の強化に向けた取組みですが、ア 一人ひとりの暮らしを支える各相談窓口の重層的な支援体制の実践、イ 見守り相談室の機能強化、ウ 地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業と生活困窮者自立相談

支援事業の連携強化、エ 複合的な課題を抱えた世帯などへの見守りに係る地域づくりの強化を推進してきます。特にコロナの影響が続くなか、経済的な困りごとだけではなく、生活全般の困りごとが増えていることを各区も相談の中で実感するところであり、支援がすぐに結びつくこともあれば、長い時間、継続的に関わっていくこともあることから、アの重層的な相談支援の強化やウの見守り相談室と生活困窮者の窓口との連携強化の項目は特に強化していくこととしております。

(3) 多様な社会参加の実現に向けた取組みにつきましても、ア 生きづらさを抱える人を支える取組み、イ 社会参加に向けた支援メニューの開発支援など、国が示している地域共生社会の実現の中の参加支援という部分の推進は社協の大きな役割であると考えておりますので、ここは強化して進めていくこととしております。

拡充として、(4)法人運営強化に向けた支援を掲げております。特に、会計業務の平準化を目的に 24 区社協の顧問税理事務所を統一し、経理研修等もしながら経理事務の適正化を目指すとともに、本会職員による定期的な実地調査等によりチェック機能を強化することとしております。

「5 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた支援」です。地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、日常生活圏域（市内 66 カ所）を基盤とし、認知症への理解を深めるための取組みや、5 頁に移りまして市内 66 カ所の地域包括支援センターの連絡調整や後方支援、高齢者の社会参加促進に向けた介護予防ポイント事業を実施していきます。

中でも、(3)生活支援体制整備事業の推進支援ですが、各区社協が受託・推進する生活支援体制整備事業について、令和 3 年度から日常生活圏域に第 2 層生活支援コーディネーターが配置されることとなり、これを踏まえまして、生活支援・介護予防に資する取組み、それらを進める基盤となる協議体の運営などが効果的に進むよう、事業に関する学習・情報交換の場づくりや、区ごとの取組み支援を強化してまいります。

「6 地域福祉推進のための担い手育成強化」です。

大阪市ボランティア・市民活動センターと大阪市社会福祉研修・情報センターを中心に社会福祉、地域福祉を支える担い手の養成と地域で活動する人材の育成を計画的に推進し、福祉・介護人材の新たな担い手確保に向けた取組み、研修会の開催、地域福祉に関する情報発信などを強化していきます。社会福祉研修・情報センターでは、6 頁の(2)に記載のキ 大阪市立市民館設立 100 周年記念にかかる事業への支援、ク オンライン研修、会議などに対応する WEB 設備の充実を新規事業と位置づけ、実施してまいります。

「7 大阪市ボランティア活動振興基金や助成金などによる民間活動への支援」です。

大阪市ボランティア活動振興基金、共同募金、善意銀行等を活用し、地域の生活課題の解決や地域共生社会の実現に向けて、地域住民や団体が助成金や市民からの寄附などを活用し、主体的に公益的な取組み活動を推進し、自律的・継続的な活動として地域に根付かせ、民間活動の拡がりを支援していきます。

7 頁「8 災害に備えた取組みの推進」についてです。

豪雨災害をはじめ、大規模災害の備えに向け、職員の育成・環境整備・連携協働の 3 つの視点から、年間を通して災害に備えた取組みを推進していきます。

続いて、「9 暮らしを支える権利擁護の推進」です。

堀江課長

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方が、住んでいる地域で安心して暮らすことができるよう、「あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）」と「成年後見支援センター事業」を実施し、引き続き権利擁護に関する取組みを一体的に推進していきます。

9頁「10 多様な相談窓口の充実」です。

本会で実施しております、ボランティア・市民活動センターやおおさか介護サービス相談センターなど、市民の生活課題に対して、多様な相談窓口が連携しながら、課題解決に向けた助言や調整、情報提供などを行い、市民に信頼される相談窓口の充実を図ってまいります。

(4)の生活福祉資金貸付事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し生活に困窮する方への特例貸付については、生活困窮者自立相談支援窓口と連携強化し、貸付を通して生活全体に目を向け生活に困りごとを抱える市民の方を引き続き支援していきます。

10頁「11 中立・公正な立場にたった事業の展開、介護保険要介護認定調査・障がい支援区分認定調査事業の実施」です。

令和3年度は、公募選定により受託した19区での他市町村からの依頼を含む要介護認定調査の実施及び市内全域で障がい支援区分認定調査を実施いたします。実施にあたっては、今後の高齢化社会による介護保険制度利用者の増加も見据えた体制強化に務め、調査に必要な人員を確保し、安定した認定調査の実施に努めてまいります。

最後になりますが、「12 福祉関係機関・団体との連携と協働」です。

民生委員・児童委員との連携、共同募金運動への協力、大阪市社会事業施設協議会への支援、大阪市社会福祉施設人権活動推進連絡協議会活動の推進など、各関係団体等と引き続き連携・協働し、地域福祉を推進してまいります。

以上、令和3年度事業計画について、ご説明申しあげました。

真鍋次長

続いて、令和3年度予算（案）について、ご説明申しあげます。

11頁の「令和3年度当初予算（案）について（概要）」をご覧ください。

まず、法人全体の状況をご説明いたします。

(1) 予算総括表をご覧ください。収入額ですが、事業活動収入が42億6,803万2千円、その他の活動収入が1億4,475万7千円で、合計しますと44億1,278万9千円で、前年度当初予算の収入合計に比べ、1億9,579万7千円の増となっております。

次に支出額ですが、事業活動支出が43億6,629万6千円、その他の活動支出が7,789万7千円、予備費支出が1,425万7千円で、合計しますと44億5,845万円で、前年度当初予算の支出合計に比べ、1億4,868万2千円の増となっております。

この結果、収入から支出を差し引いた法人全体の資金収支差額は、マイナス4,566万1千円となります。

(2) 予算の内訳をご覧ください。

年度単位で事業を計画・実施します法人運営事業及びその他の事業では、収支差額は0円であり、収入に見合った支出を計上しております。

一方、善意銀行事業・ボランティア活動振興基金事業・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業は、今まで蓄積しました基金等の範囲内で助成及び貸付を行う事業のため、収支差額が発生します。令和3年度予算については、収支差額はマイ

真鍋次長

ナス 4,566 万 1 千円となりますが、それぞれの事業における助成や貸付の計画的な支出予算となっています。

次に、12 頁の「2 収入の状況」について、(3) 主な増減理由をご説明いたします。

受託金収入は、要介護認定訪問調査事業において調査 1 件当たりの単価が増加したこと、及び、生活福祉資金貸付事務事業において特例貸付事業が延長実施となったことによるものでございます。

事業収入は、社会福祉研修・情報センター事業において、コロナ禍による感染症拡大防止の観点から研修等参加者の人数を制限する必要があることから、参加費収入の減を見込んだことによるものでございます。

基金積立資産取崩収入は、ボランティア活動振興基金事業において今年度の助成活動資金を基金から取り崩すことによるものでございます。

続いて、資料 13 頁の「3 支出の状況」について、(3) 主な増減理由をご説明いたします。

事業費支出は、事業の効率化に向けた取り組みに係る経費の計上によるものでございます。具体的には要介護認定訪問調査事業におけるタブレットの導入や、介護予防ポイント事業におけるスマートフォン用アプリの導入を計画しております。

助成金支出は、ボランティア活動振興基金事業における助成額の増のほか、法人内での職員の先駆的な取り組み等を支援し、職員の資質の向上を図ることを目的とした助成枠を新たに創設するものです。

その他の支出は、要介護認定訪問調査事業において、令和 3 年度は 19 区を受託しますが、調査単価が増加したことによる法人税を見越して計上したものです。

最後に、資料 14 頁の「4 事業別支出予算額の状況」について、(2) 主な増減理由をご説明いたします。

まず、法人運営事業は、令和 3 年度に市社協が設立 70 周年を迎えるにあたり記念事業の開催経費を予算計上したほか、先ほど申しあげました職員の先駆的な取り組み等に対する助成枠の創設経費、法人税額をそれぞれ計上しております。

要介護認定訪問調査事業は、調査単価の増により約 9,000 万円の予算の増加を見込んでおります。

ボランティア・市民活動センター事業は、市民活動総合支援事業において、受託事業を整理しましたことから、約 1,000 万円の予算の減少を見込んでおります。

生活福祉資金貸付事務事業は、特例貸付事業が延長実施となったことにより 8,500 万円の予算の増加を見込んでおります。

社会福祉・研修情報センター事業は、研修受講者数の制限による参加費収入の減により約 700 万円の予算の減少を見込んでおります。なお、ウィズコロナに対応した研修等を実施していくため、オンライン研修・会議用の個室型ブースを研修・情報センターに新たに設置したところです。令和 3 年度からこれら WEB 設備の貸出を自主事業として新たに展開していくことから、利用料収入を新たに計上しております。

職員費調整事業は、定年退職等による高年齢層の減少と、職員の新規採用による若年層の増加により、人件費の総支出額の減少が見込まれることによるものです。

ボランティア活動振興基金事業は、令和元年度にボランティア活動の活性化を目的として実施した助成事業の改編の結果、新たな助成先が増加するなどの成果が見られたことから、助成金支出について約 2,000 万円の予算の増加を見込んでおります。

真鍋次長 収支予算書（総括表）及び事業毎の収支予算書につきましては15頁以降に記載しておりますので、後ほどご覧ください。
以上、令和3年度事業計画及び予算（案）についてご説明いたしました。
ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

吉田議長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

山田評議員 山田です。人件費のことについてお伺いしたいんですが、個別の事業の人件費を見せていただきました。各事業から職員の給与支出がございしますが、ボランティア・市民活動センター事業は給与支出が0になっているんですが、ボランティア・市民活動センターの正規職員の人件費は地域福祉活動推進支援事業から支出されるのか法人運営事業から支出されるのか教えていただきたい。
昨年度は事業を受託されたので職員の給与支出が計上されておりますが、今年度は先ほどの説明のとおり整理されたということで人件費が0になっているとは思いますが、ご説明をお願いします。

真鍋次長 ボランティア・市民活動センターに配置しております正規職員の人件費につきましては18ページに記載している地域福祉活動推進支援事業から支出をいたします。

山田評議員 何人体制の人件費になりますか。

真鍋次長 ボランティア・市民活動センターにつきましては3人となります。

吉田議長 他にご質問等ございませんでしょうか。
ないようでございますので、ご承認いただけますか。
(異議なし)
異議なしということですので、第4号議案は、原案どおり決定されました。
本日予定の議案は以上になります。

＜報告＞ 会長及び常務理事の職務執行状況について 諸規則等の一部改正について

吉田議長 続きまして、「会長及び常務理事の職務執行状況」について、令和2年11月1日から現時点までの執行状況につきまして、宮川会長及び西嶋常務理事から報告していただきます。まずは、宮川会長から報告をお願いします。

宮川会長 開会あいさつでも申しあげましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症に大きく影響を受けた1年でした。市・区社協においては各種事業を推進しつつ、生活福祉資金緊急特例貸付の再貸付や住居確保給付金の対応等、目の前の人たちへの支援に尽力しているところです。

資料5に令和2年11月から現時点までの執行状況について記載しており、詳細については後程、西嶋常務理事から報告してもらいます。

ウィズコロナとも言われていますが、社会福祉協議会は地域福祉の推進を図る団体として、コロナ禍において、どのように地域福祉を推進していくべきか、コロナ禍だからこそ、できることはないのかとの視点を忘れず、皆様の協力も得ながら、

宮川会長 取り組みを進めていきたいと考えています。
私からは以上です。それでは、西嶋常務理事から報告してください。

西嶋常務 それでは私の方からご報告させていただきます。
主な事業でございますが、今年はコロナの1年という状況の中で社協として、地域のつながりを絶やさぬよう大阪府社協の補助金等も活用しながら事業を実施しました。また、生活福祉資金や住居確保給付金への対応などについては区社協が中心となって進めました。

(2)の法人発表会につきましては第2回目ということで、私が就任しています5年の間で正規職員約130人を採用し、全職員数の内、3分の1程度が入れ替わった状況でございます。このような中で人材をどう確保し育成していくかという議論もあり、法人発表会を開催しました。内容については今月の大阪の社会福祉に記載していますので、またご覧いただけたらと思います。

(3)の災害対策につきましては、いつ災害があっても対応できるように準備を進めているところでございます。

2の役職員の採用につきましては、先ほど申しましたとおり常務理事候補者を公募いたしました。また、資料には記載していませんが、社会福祉研修・情報センターの所長も公募したところでございます。

職員の採用につきましては新卒採用の試験1回、既卒を対象とした試験2回、合計3回実施したところでございます。3回目の試験は11月に周知し、2月に選考をしたところでございます。来年度については18人の新規採用を予定しています。

3の財政状況につきましては、記載のとおり新型コロナウイルス感染症に伴う生活福祉資金特例貸付等、大阪府社協から受託金として収入したところでございます。

また、ホームヘルプ協会からの寄附について、元々ホームヘルプ協会はホームヘルプ事業を実施しておられましたが、介護保険が始まる前には市社協が非課税世帯を対象に、ホームヘルプ協会が課税世帯を対象にホームヘルプ事業を実施していた経過もあり、本会とも関わりが深い団体でございます。この度法人の解散にあたり、ホームヘルプ協会の役員方のご理解をいただきまして残余財産をいただきました。この寄附につきましてはホームヘルプ協会のご意向も踏まえた形で活用していきたいと考えています。

4の監査等の状況でございますが会計監査人の監査を実施したほか、事業計画でも述べましたが、会計事務は法人の中で重要な事務になりますので、区社協の顧問税理士を統一して24区で統一した会計事務ができるよう、税理士を選定いたしました。

5の各種会議についても記載のとおり実施したほか、6のその他の重要な会議につきましてもコロナの影響により一部ウェブ会議に変更などもありましたが、記載のとおりです。

報告は以上になりますが、3月末で退任ということで、会長をはじめ、皆さまのご支援をいただき常務理事の職務を全うできました。本当にありがとうございます。私を支えていただいた職員の皆さんにも感謝を申しあげたいと思います。来年は市社協70周年ということで、長きにわたり大阪の社会福祉、地域福祉を支えてきたと思っています。ただ、市社協・区社協が今のこの体制になったのは区社協が法人化されて以降であり、その歴史は20～30年ぐらいです。今後も、市社協・区社協一体となって地域福祉を推進していけるようコロナ禍の中ではございますが、皆さ

西嶋常務 ま方には引き続きご支援賜りますようお願い申しあげまして、退任の挨拶とさせていただきます。

吉田議長 西嶋常務理事、長きにわたりありがとうございました。
ただいま、宮川会長及び西嶋常務理事から報告がございましたが、ご質問等ございませんでしょうか。
ないようでございますので、続きまして、諸規則等の一部改正について、事務局から報告してください。

真鍋次長 諸規則等の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。
資料 6-1 をご覧ください。
職員就業規則等の一部改正でございますが、資料の 4 頁以降に各規則の新旧対象表を掲載しておりますが、説明については冒頭の資料を使ってご説明いたします。
1 頁をご覧ください。職員就業規則等の一部改正における主な改正点としましては、1 点目は育児・介護休業法改正に伴う子の看護休暇及び介護休暇の時間単位の取得に係る改正及び育児・介護に関する短時間勤務制度の導入、休暇制度の見直し、2 点目は働き方改革関連法に伴う雇用形態に関わらない公正な待遇の確保のため、給与の取扱いについて整理するものです。
主な改正内容ですが、育児・介護に関わる休暇制度に係る改正においては、(1) 子の看護休暇及び介護休暇の時間単位の取得について法定どおり規定いたします。続いて (2) ですが、仕事と育児・介護の両立の観点から、1 日の勤務時間を 5 時間 45 分とする短時間勤務制度を導入するものです。
2 頁の(3) 休暇制度の見直しについてですが、育児休業については、これまでは希望すれば 3 歳までの育児休業を可能としていましたが、法に合わせて、育児休業を延長するにあたっては保育所に入所できない等の要件を追加するものです。
介護休業については、法定の 93 日間に達するまでは取得できるよう改正いたします。
3 頁の 2 給与の取扱いの整理については、働き方改革関連法に基づくものであり、表に記載のとおり給与の取扱いについて整理し、各就業規則にその内容を反映いたします。
資料 6-2 から 6-4 につきましては、ただいま説明いたしました職員就業規則の一部改正に伴う条項の修正となっております。
続きまして、資料 6-5 表彰規程の一部改正ですが、大阪市域における地域福祉の推進にあたって、功績が顕著な個人や団体を、大阪市社会福祉大会において表彰していますが、表彰区分の 1 つである優良社協表彰については、一度しか受賞できない規定となっていました。優良社協表彰は多くの地域社協が既に受賞されていますが、地域福祉活動を活性化していく観点から、優良活動に取り組む地域社協を再度推薦できるよう、今回改正いたします。
続いて、資料 6-6 大阪市ボランティア活動振興基金助成金交付実施規程の一部改正につきましては、基金の運営にあたって必要な事務経費等を基金事業の会計から支出する旨を第 3 条第 3 項に追記するものでございます。
以上、諸規則等の一部改正についてご説明いたしました。

吉田議長 ただいまの報告について、ご質問等ございませんでしょうか。

吉田議長 ご質問がなければ、本日の予定は全て終了いたしました。ご協力を頂きまして、誠にありがとうございました。

司 会 これを持ちまして、評議員会を終了させていただきます。
 今後の予定でございますが、令和2年度の事業報告及び決算についてご審議いただきます評議員会を令和3年6月25日（金）、午後1時30分から、市立社会福祉センターで開催いたしますので、ご予約いただきますようよろしくお願いいたします。

 本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございました。